

令和7年事業計画（案）

【基本方針】

コロナ禍の後、世界的に人々の活発な移動が復活しており、道内各地にもその経済効果が波及しているとともに、機を逃さない地産地消の新たな取り組みへの対応が必要となっている。

一方、世界的な紛争の激化や円安も加わって、エネルギーや原材料が長期に高騰しており、予測できない気候変動も頻繁に発生し、農水産物自体の価格の上昇や加工経費の増加は、今後もさらに続くと考えられる。

本道周辺の漁況に目を移すと、加工用としても重要なイカ、サンマの漁獲は低迷を続けたままで、サケの水揚げも復活しなかったことから、道産の原料の確保は厳しい状況にある。また、ALPS処理水放出による中国等による日本の輸入停止で、ホタテについては昨年、新たな輸出先への転換や国内消費の喚起について国民一丸となって対応していただき、危急な状態を抜けようとしているものの、今後の生産の不安定が予想されているなど余談を許さない状況にある。

このような新たな情勢を踏まえ、水産物の安定的な供給の役割を果たすため、当協会としては時代の変化と社会の変革を捉え、生産者や消費者の皆様のニーズを受けとめながら、地域経済を支えることが重要であると認識している。そのため、会員が一丸となって対応を論議し、将来に向け役割を果たしていけるよう、協会の在り方を見直し、周辺環境の大きな変化があっても、それに即応できる持続的な力を発揮できるようにしていきたいと考える。

本道水産物を大切に使い価値を高めていく、「安全・安心・良質」な水産物を国内外にお届けし、道産品をさらに高く評価していただくという、当協会の使命の下に力を結集していきたいと考えている。

そのため、消費地の荷受機関と生産者、荷主との情報交換がこれまで以上に大切で、各取引懇談会の開催と充実を図るとともに、社会と各会員の経営の安定に貢献していく取組を強化して行くこととする。

【事業概要】

I 全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会の開催事業等の実施

- 1 各取引懇談会の開催（開催要領（案）は別記）
- 2 水産物の需給状況に関する調査の実施
- 3 その他

II PL保険（生産物賠償責任保険）団体加入事業の実施

- 1 団体加入の促進
- 2 加入会員への情報提供及び時代に即応した保険の検討

III その他事業の実施

- 1 国、道、関連団体等からの関係情報の収集及び会員への提供
- 2 国、道、関係団体等との意見交換（状況によっては要請）等の実施

- 3 次代を担う子供達への食育・食材提供事業の実施
各地区順のローテーションによる現物寄附と通常寄附による実施
- 4 新たな協会の在り方検討
- 5 水産物輸出や労働力確保に向けた協議への参画
- 6 安定的物流確保の検討
- 7 その他